

所得税の確定申告時に提出した書類の保管及び収入状況確認のお願い

まもなく平成26年分に係る所得税の確定申告の受付が始まりますが、被扶養者の認定を受ける場合並びに被扶養者の資格確認調査(検認)にあたりまして、営業所得・不動産所得・農業所得等の所得がある方の場合は、収入額が確認できる書類として「確定申告書」及び「収支内訳書」等の写し(諸経費を明確に確認できる書類)の提出が必要となりますので、書類を大切に保管していただけますようお願いいたします。

なお、被扶養者の認定において、所得の金額の算定は、税法上の所得の金額に関係なく総収入金額(事業所得、不動産所得、農業所得等については、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額)によるものとされております。

このことから、今回の確定申告において総収入金額が被扶養者の収入基準額以上であったことが判明した場合は、速やかに被扶養者の取消しの届出を、所属所共済組合事務担当課を通して行っていただけますようお願いいたします。

- 1 共済組合が必要経費として認めている経費は、下記のとおりとなります。

○は認める経費、×は認めない経費

科目	一般事業所得	不動産所得	科目	農業所得
売上原価	○	×	雇人費	○
給料賃金	○	○	小作料・賃借料	○
外注工賃	○	×	減価償却費	×
減価償却費	×	×	貸倒金	×
貸倒金	×	×	利子割引料	×
地代家賃	○	○	租税公課	×
利子割引料	×	×	種苗費	○
租税公課	×	×	素畜費	○
荷造運賃	×	×	肥料費	○
水道光熱費	○	×	飼料費	○
旅費交通費	×	×	農具費	○
通信費	×	×	農薬衛生費	○
広告宣伝費	×	×	諸材料費	○
接待交際費	×	×	修繕費	○
損害保険料	×	×	動力光熱費	○
修繕費	○	○	作業用衣料費	×
消耗品費	○	×	農業共済年金	×
福利厚生費	×	×	荷造運賃手数料	×
雑費	×	×	土地改良費	×
			雑費	×

2 被扶養者の収入基準額は下記のとおりとなります。

(1) 60歳未満の方の基準額

自営業、農業所得者等の方……年額	130万円未満
パート及び給与所得者の方……月額	108,334円未満
雇用保険を受給している方……日額	3,612円未満
障害年金を受給している方……年額	180万円未満

(2) 60歳以上の方の基準額

公的年金等のみを受給している方……年額	180万円未満
自営業者、農業所得者等で公的年金等を受給している方……年額	180万円未満
パート及び給与所得者で公的年金等を受給している方……月額	15万円未満
自営業者、農業所得者等で公的年金等を受給していない方……年額	130万円未満
雇用保険のみを受給している方……日額	3,612円未満

なお、父母の認定にあたっては、夫婦相互扶助の観点から父母お二人の収入により収入を確認します。

担 当：保健課 資格担当 小澤・鶴田 TEL：055-232-7311
